

平成31年2月
堺市

土木部及び公園緑地部が発注する業務委託契約に係る最低制限価格の設定等について

平成31年2月1日以降に公告する予定価格（税込）100万円超の業務委託契約（工事関連業務を除く。）のうち、新たに最低制限価格を設定する業務及び最低制限価格の算定基準について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 新たに最低制限価格を設定する業務について

土木部及び公園緑地部が入札により発注する以下の5業務について、新たに最低制限価格を設定して発注します。

- ・道路清掃除草業務
- ・路面清掃業務
- ・道路排水施設等清掃業務
- ・道路等不法投棄物撤去業務
- ・草花管理業務

2. 最低制限価格の算定基準について

土木部及び公園緑地部が発注する、上記業務及び樹木管理業務（剪定を含むもののみ）について、予定価格の10分の6を下回らない範囲内で設定するものとします。

3. 適用開始時期

平成31年2月1日以降に公告する一般競争入札案件（平成31年度履行開始分）から適用します。